社会福祉法人　ケアネット　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備と行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和８年４月１日　～　令和１３年３月３１日までの５年間

２．内容

目標１：産前産後休業・育児休業に関する資料・規程を制度改正の都度更新し、
最新の情報を職員が閲覧できるように掲示等を行うなど、
制度周知を継続して実施する。

男性育児休業対象者のうち男性育児休業を６割取得

＜対策＞

●令和８年４月～　規程類の見直し・整備

●令和８年４月～　掲示等による制度の周知

目標２：人事評価制度を整備・実施し、
職員の能力や働きに対し公平かつ公正な人事評価を維持する。

職員１人当たりの１か月平均残業時間を６時間以内とする

＜対策＞

●令和８年４月～　公正な人事評価・適正な処遇の継続的実施